

令和5年度 教育・保育施設 熱中症緊急対策事業

1. 事業目的

近年、気候変動の影響を受け、夏季猛暑日の室温が30度を超え、施設を利用する子どもが熱中症となる危険性が増加してきている。特に乳幼児は体温調整機能が未熟であり、暑さのために体調を崩しやすいこと、さらに雨天時には湿度が高く蒸し暑い室内で過ごすこととなり、猛暑日の室温調整は必須となってきた。

今年度の記録的な猛暑を受け、市内教育・保育施設における子どもが専ら過ごす部屋において、冷房設備未設置施設に対し、事業補助することにより、安心・安全な保育環境を整備することを目的とする。

2. 事業概要及び補助基準額

3. 【事業概要】 緊急対策事業として、冷房設備の無い補助対象となる部屋に令和5年度、新規に冷房設備を設置した園に対して事業費を補助する。

【対象施設】 市内民間教育・保育施設(保育所、認定こども園、地域型保育所)

【補助対象】 保育室、ほふく室、乳児室

【補助基準額】 一施設 1,372 千円(1,029 千円を上限として補助)

【補助割合】 事業費の 3/4

4. 経費見込額

11,319 千円 (負担割合:国 1/3、道 1/3、市 1/3)

※R5 当初未設置室のある園 11 園 × 1,029 千円

5. 民間保育所等におけるエアコン設置状況(R5.11 確認)

① 保育室、ほふく室、乳児室におけるエアコンの設置状況

施設類型	園数	設置状況			未設置部屋のある園数
		部屋数	済	未	
保育所	1	6	5	1	1
幼保連携型認定こども園	6	52	49	3	1
保育所型認定こども園	3	19	14	5	2
幼稚園型認定こども園	5	52	26	26	4
地域型保育所	4	8	7	1	1
合計	19	137	101	36	9

- ② 令和5年度における記録的な猛暑をうけ、エアコンが無かった部屋に新設した園数
幼保連携型認定こども園 2園

※ ① + ② = 11園